

作成日2021/09/22

## 安全データシート (SDS)

### 1. 化学物質等及び会社情報

化学物質等の名称:安全防災用蛍光スプレー レッド  
種類:アクリル樹脂系ラッカー(エアゾール製品)

#### 製造会社:

会社名:シンロイ株式会社  
住所:神奈川県鎌倉市台2-19-12  
担当部門:品質管理課  
電話番号:0467-43-2183  
FAX番号:0467-43-1510  
整理番号:2M023  
用途:  
業務用  
一般用

### 2. 危険有害性の要約

#### GHS分類:

物理化学的危険性:  
エアゾール :区分1

#### 健康に対する有害性:

急性毒性-経口 :分類できない  
急性毒性-経皮 :分類できない  
急性毒性-吸入(気体) :分類対象外  
急性毒性-吸入(蒸気) :分類できない  
急性毒性-吸入(粉塵/ミスト) :分類できない  
皮膚腐食性/刺激性 :分類できない  
眼に対する重篤な損傷性/刺激性 :区分2A  
呼吸器感作性 :分類できない  
皮膚感作性 :分類できない  
生殖細胞変異原性 :区分1  
発がん性 :区分1A  
生殖毒性 :区分1A  
生殖毒性(授乳に対する又は授乳を介した影響) :分類できない  
特定標的臓器/全身毒性(単回暴露) :区分1(腎臓、全身毒性、中枢神経系)  
:区分2(呼吸器系)  
:区分3(麻酔作用)  
特定標的臓器/全身毒性(反復暴露) :区分1(呼吸器、血液系)  
:区分2(肝臓、神経系、脾臓)  
吸引性呼吸器有害性 :区分2

#### 環境に対する有害性:

水生環境急性有害性 :分類できない  
水生環境慢性有害性 :分類できない  
オゾン層への有害性 :分類できない

#### GHSラベル要素:

絵表示またはシンボル:



注意喚起語

:危険

#### 危険有害性情報:

- ・極めて可燃性／引火性の高いエアゾール
- ・高圧容器:熱すると破裂のおそれ
- ・アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ
- ・強い眼刺激
- ・吸入するとアレルギー、喘息または呼吸困難を起こすおそれ
- ・眠気またはめまいのおそれ
- ・発がんのおそれ
- ・生殖能または胎児への悪影響のおそれ
- ・中枢神経系、肝臓、全身毒性の障害
- ・呼吸器系の障害のおそれ
- ・長期にわたる、または、反復暴露により臓器(呼吸器、血液系)の障害
- ・長期にわたる、または、反復暴露により臓器(肝臓、神経系、脾臓)の障害のおそれ

#### 注意書き:

##### 安全対策:

- ・使用前に取扱説明書を入手すること。
- ・すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
- ・熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。ー禁煙。
- ・裸火または他の着火源に噴霧しないこと。
- ・使用後を含め、穴を開けたり燃やしたりしないこと。
- ・粉じん、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。
- ・粉じん、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを避けること。
- ・取り扱い後は手をよく洗うこと。
- ・この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。
- ・屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。
- ・汚染された作業衣は作業場から出さないこと。
- ・環境への放出を避けること。
- ・保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。
- ・【換気が不十分な場合】呼吸用保護具を着用すること。

##### 応急措置:

- ・皮膚に付着した場合は、多量の水と石鹸で洗うこと。
- ・吸入した場合は、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- ・眼に入った場合は、水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
- ・暴露または暴露の懸念がある場合は、医師に連絡すること。
- ・暴露または暴露の懸念がある場合は、医師の診断、手当てを受けること。
- ・気分が悪い時は、病院か医師に連絡すること。
- ・気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。
- ・特別な処置が必要である。
- ・皮膚刺激または発しんが生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。
- ・眼の刺激が続く場合は、医師の診断、手当てを受けること。
- ・呼吸に関する症状が出た場合、医師に連絡すること。
- ・汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。
- ・火災の場合には、消火に泡、散水または噴霧水、炭酸ガスを使用すること。

##### 保管(貯蔵):

- ・容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。
- ・施錠して保管すること。
- ・日光から遮光し、40℃以上の温度に暴露しないこと。

##### 廃棄:

- ・内容物は使い切り、容器を各都道府県の規則に従って、専門の廃棄物処理業者に廃棄を委託すること。

##### GHS分類に該当しない他の危険有害性:

- ・可燃性ガスが入っている。引火および高温による内圧上昇により破裂のおそれがある。
- ・液化ガスが皮膚に触れると凍傷を生じるおそれがある。

##### ジメチルエーテル

- ・吸入:咳、咽頭痛、錯乱、嗜眠、意識喪失。
- ・皮膚:液体に触れた場合、凍傷。
- ・眼:発赤、痛み。
- ・短期暴露の影響:眼、気道を刺激する。
- ・この液体が急速に気化すると、凍傷を起こすことがある。
- ・中枢神経系に影響を与えることがある。
- ・意識が低下することがある。

### 3. 組成及び成分情報

化学物質／混合物の区分: 混合物

成分及び成分情報:

成分名	CAS.No	含有量(%)	安衛法 通知物質	毒劇法	PRTR法
酢酸ブチル	123-86-4	10.0~20.0	○	—	—
イソプロピルアルコール	67-63-0	5.0~15.0	○	—	—
酢酸エチル	141-78-6	1~10	○	—	—
ニトロセルローズ	9004-70-0	1~10	○	—	—
ジイソブチルケトン	108-83-8	1~10	○	—	—
酸化チタン	13463-67-7	1~10	○	—	—
エタノール	64-17-5	0.1~10	○	—	—
イソブタノール	78-83-1	0.1~10	○	—	—
ジメチルエーテル(噴射剤)	115-10-6	30.0~40.0	—	—	—

### 4. 応急措置

以下のいかなる場合も、必ず医師の手当てを受けること。

吸入した場合:

- ・大量に吸い込んだ場合、被災者を直ちに空気の新鮮な場所に移す。
- ・暖かく安静にし呼吸しやすい姿勢で休息させる。
- ・呼吸が不規則かとまっている場合には気道を確保し、人工呼吸または酸素吸入を行う。
- ・気分が悪くなった場合、空気の新鮮な場所で安静にし速やかに医師の手当てを受ける。

皮膚に付着した場合:

- ・付着物を布にて素早く拭き取る。
- ・多量の水と石鹸(または皮膚用の洗剤)を使用して十分に洗い落とす。
- ・大量に付着したり全身にかかった場合は、直ちに汚染された衣類を全て脱ぎ、流水またはシャワー等で十分に洗い流す。
- ・ガスの付着を受け凍傷となった場合は、衣服は脱がせずそのまま多量の水または温水で洗い流す。
- ・溶剤、シンナーは使用しない。
- ・外観に変化がみられたり、痛みがある場合は医師の手当てを受ける。

眼に入った場合:

- ・清浄な水で数分間注意深く洗う。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は、外す。その後も洗浄を続けること。瞼および眼球の隅々まで洗眼する。
- ・眼が開けられない場合、無理にあげさせない。
- ・できるだけ速やかに医師の手当てを受ける。

飲み込んだ場合:

- ・水で口の中を洗い、安静にして、直ちに医師の診断を受ける。
- ・揮発性の高い物質を含んでいるため、無理に吐かせるとかえって危険な場合がある。(化学性肺炎を引き起こす可能性がある)。
- ・自然に嘔吐が起きた場合、気道への吸入が起きないように身体を傾斜させる。
- ・嘔吐物は飲み込ませない。
- ・被災者に意識がない場合は、口から何も与えてはならない。
- ・医師の指示による以外は無理に吐かせない。

急性症状及び遅発性症状の最も重要な徴候症状:

- ・アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ
- ・強い眼刺激
- ・吸入するとアレルギー、喘息または呼吸困難をおこすおそれ
- ・眠気またはめまいのおそれ
- ・発がんのおそれ
- ・生殖能または胎児への悪影響のおそれ
- ・中枢神経系、肝臓、全身毒性の障害
- ・呼吸器系の障害のおそれ
- ・長期にわたる、または、反復暴露による呼吸器、血液系の障害
- ・長期にわたる、または、反復暴露による肝臓、神経系、脾臓の障害のおそれ

応急措置をする者の保護:

- ・換気を行う。
- ・救助者は、状況に応じて適切な保護具(有機溶剤の防毒マスク、保護手袋、保護衣等)を着用する。
- ・火気及び着火源に注意する。

医師に対する特別な注意事項:

- ・情報なし

## 5. 火災時の措置

消火剤:泡、散水または噴霧水、炭酸ガス(容器を冷却し容器内圧を上げないもの)

使ってはならない消火剤:棒状柱水

特有の危険有害:

- ・加熱により容器が爆発するおそれがある。
- ・内容液等が放出するおそれがある。
- ・内容液等は極めて燃えやすく、熱、火花、火炎で容易に引火する。
- ・火災時に刺激性、毒性および腐食性のガスを発生するおそれがある。
- ・空気と爆発性混合気を形成する。
- ・気化した噴射剤や有機溶剤は空気より重く、地面あるいは床に沿って移動し、遠距離引火の可能性がある。
- ・光や空気の影響かで爆発性過酸化物を生成することがある。

特有の消火方法、消火を行う者の保護:

- ・容器が熱に晒されているときは移さない。
- ・移動不可能な場合は容器および周囲に散水して冷却する。
- ・危険でなければ火災区域から容器を移動する。
- ・消火後も大量の水を用いて十分に容器を冷却する。
- ・適切な保護具(耐熱着衣、保護眼鏡等)を着用し、空気呼吸器等を装備する。
- ・消火活動は十分距離をとって、風上から行う。

---

## 6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置:

- ・付近の着火源、高温体および付近の可燃物を素早く取り除くき、風下の人を避難させ、関係者以外の立ち入りを禁止する。
- ・風上に留まる。低地から離れる。
- ・密閉された場所に立ち入る前に換気する。
- ・漏れ発生時(噴射時)には風上より処置を行う。
- ・容器の漏出部は上向きにし、完全にガスを噴出させてから処置する。
- ・高濃度のガスを吸入した場合、窒息のおそれがあるので、陽圧自動式呼吸器等、呼吸器保護具を着用する。

環境に対する注意事項:

- ・河川などに排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。
- ・排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。
- ・必要であれば、関係省官庁等へ速やかに連絡する。

封じ込め及び浄化の方法/機材:

- ・液体吸収材、乾燥砂等の不燃性のものに吸収し、あるいは覆って密閉できる空容器に回収し後で処理をする(吸収したものを集める際には清潔な帯電防止工具を用いる。)
- ・回収物には可燃性の気体が溶解しているため、回収直後に密閉してはいけない。
- ・気体を放出させてから容器を密閉する。
- ・衝撃、静電気にて火花が発生しないような材質の用具を用いて回収する。
- ・蒸気発生の多い場合は噴霧注水で蒸気発生を抑制する。

二次災害の防止策:

- ・付近の着火源となるものを速やかに取除くとともに消火剤を準備する。
- ・漏出物を取り扱うときに用いる全ての設備は接地する。
- ・排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。
- ・ガス等が拡散するまでその場所を隔離する。

---

## 7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い:

技術的対策:

- ・取り扱う場所の近くに、洗眼や身体を洗浄できる設備を設置する。
- ・静電気対策のため、装置等は接地し、電機機器類は防爆型(安全増型)を使用する。
- ・作業衣、作業靴等は導電性の物を使用する。
- ・工具は火花防止型の物を使用する。

局所排気・全体排気:

- ・取り扱う場合は局所排気内、または全体換気の設備のある場所で取り扱う。
- ・密閉された場所における作業には、十分な局所排気装置を付け、適切な保護具を着けて作業する。
- ・気化した噴射剤や有機溶剤は空気より重く低い場所に滞留しやすい。使用するにあたっては、空気中の酸素濃度が低くなる危険性があるので、密閉された場所や換気の悪い場所で取り扱わない。

安全取扱注意事項:

- ・すべての安全注意をよく読み理解するまで取り扱わない。
- ・使用時には、使用者にかからないように風の流れを背後から受けるようにする。
- ・暴露防止のため、保護具を着用してから作業を行う。
- ・ミストを吸入しない。
- ・火炎にむかって噴射してはならない。

- ・周辺で火気、スパーク、高温物の使用を禁止するー禁煙。
- ・容器が破裂するおそれがあるので、温度が高くなる場所に置かない。
- ・休憩所等に手袋等の汚染保護具を持ち込まない。
- ・取り扱い後は手洗い等を十分に行い、衣服に付着した場合は着替える。
- ・容器を転倒、落下、衝撃を加える、または引きずる等の取り扱いをしてはならない。
- ・混触禁止物質を接触しないように注意する。

衛生対策:

- ・取り扱い後は手をよく洗う。
- ・この製品を使用する時に、飲食または喫煙しない。

保管:

技術的対策:

- ・静電気放電に対する予防措置を講ずる。

保管条件:

- ・幼児の手の届かない所に置く。
- ・直射日光を避け、通風の良い所に保管する。
- ・缶が錆びて内容物が漏出、または噴出するおそれがあるため、水回り等の湿気の高い所での保管は避ける。
- ・熱、火花、裸火のような着火源から離して保管するー禁煙。
- ・40℃以上になる所には置かない。
- ・混触禁止物質と接触ならびに同一場所での保管を避ける。
- ・保管場所で使用する電気器具は防爆構造とし、器具類は接地する。
- ・その他、消防法、労働安全衛生法等の法令の定めることに従う。

安全な容器包装材料:

- ・高圧ガス保安法等の法令で規定されている容器を使用する。
- ・容器は溶接、加熱、穴あけまたは切断しない。

## 8. 暴露防止及び保護措置

設備対策:

- ・排気装置を付けて、蒸気が滞留しないようにする。
- ・取り扱い設備は防爆型にする。
- ・取り扱い場所の近くには、洗眼および身体洗浄のための設備、機器または局所排気装置を使用し、高温、発火源となるものが置かれないような設備とする。
- ・屋内作業の場合は、作業者が直接暴露されない設備とするか、局所排気装置等により作業者が暴露からさけられるような設備とする。
- ・タンク内部等の密閉場所で作業する場合には、密閉場所の底部まで十分に換気できる装置を取り付ける。

管理濃度/許容濃度:

化学物質名	暴露管理基準ppm	暴露管理基準mg/m3	skin
酢酸ブチル	150		
イソプロピルアルコール	200		
酢酸エチル	200		
イソブタノール	50		

化学物質名	ACGIH_TWA ppm	ACGIH_TWA mg/m3	skin
酢酸ブチル	150		
イソプロピルアルコール	200		
酢酸エチル	400	1440	
ジイソブチルケトン	25	145	
酸化チタン		10	
エタノール	1000	1880	
イソブタノール	50		

化学物質名	IARC
イソプロピルアルコール	3
酸化チタン	2B

保護具: 必要に応じて着用する。下記保護具は推奨であり、選定には保護具メーカーや専門家等の意見を聞いて実施する。

- 呼吸器の保護具: 有機ガス用防毒マスク、(密閉された場所では)送気マスク等
- 手の保護具: 保護手袋(不浸透性、耐薬品性等)
- 目の保護具: 保護眼鏡(ゴーグル型、側板付等)、保護面等
- 皮膚及び身体の保護具: 保護衣(長袖、不浸透性、導電性)、導電性の靴、前掛け(耐溶剤性)等

## 9. 物理的及び化学的性質

### 外観:

物理的状态:液体

色:レッド

臭い:情報なし

pH:情報なし

融点/凝固点: [噴射剤] -138.5[°C] [塗料] 情報なし

沸点、初留点、沸騰範囲: [噴射剤] -24.8[°C] [塗料] 77~126[°C]

引火点: [噴射剤] -41.1[°C] [塗料] 3.5[°C]

自然発火温度(発火点): [噴射剤] 350[°C] [塗料] 370[°C]

燃焼性(固体、ガス):情報なし

燃焼または爆発範囲の上限/下限:19[vol %] / 3.3[vol %]

蒸気圧: [噴射剤] 4450[mmHg] (25[°C]) [塗料] 1245[Pa] (25[°C])

蒸気密度: [噴射剤] 1.6(空気=1) [塗料] 情報なし

蒸発速度:情報なし

比重(相対密度): [噴射剤] 0.661(空気=1) [塗料] 1.0[Pa] (20[°C])

溶解度: [噴射剤] 水に36wt%(20°C、4.8bar) [塗料] 情報なし

オクタノール/水分配係数:

分解温度:情報なし

## 10. 安定性及び反応性

### 反応性:

- ・40°C以上になると破裂のおそれがある。
- ・常用温度で缶内圧は約0.39MPa。
- ・静電気が発生すると引火爆発の危険性がある。
- ・高温の表面、火花または裸火により破裂し発火するおそれがある。

### 化学的安定性:

- ・高圧ガスが入っている。加熱、衝撃等により破裂する危険がある。
- ・可燃性のガスであり、空気と爆発性混合ガスを形成し易い。
- ・酸化性物質を激しく反応する。
- ・ジメチルエーテルは、光や空気の影響下で爆発性過酸化物を生成することがある。
- ・酸化剤と反応する。

### 避けるべき条件:

- ・40°C以上の高温、直射日光、静電気、衝突、火気

### 混触危険物質:

- ・酸化剤

### 危険有害な分解性生成物:

- ・燃焼等により有害なガス(窒素酸化物等)を発生する。

### その他危険性情報:

- ・蒸気およびガスは引火して爆発するおそれがある。

## 11. 有害性情報

### 急性毒性:

#### 酢酸ブチル

LD50(経口)	ラット	=14130mg/kg
LD50(経皮)	ウサギ	>17600mg/kg
LC50(蒸気)	ラット	=2000mg(4h)
LC50(粉塵/ミスト)	ラット	1.85mg/L(4h)

#### イソプロピルアルコール

LD50(経口)		3437mg/kg(4h)
LD50(経皮)		4059mg/kg(4h)
LC50(蒸気)		29512ppm(4h)

#### 酢酸エチル

LD50(経口)		>5000mg/kg
LD50(経皮)		18000mg/kg
LC50(蒸気)		16420ppm(4h)

#### ニトロセルローズ

LD50(経口)		>5000mg/kg
----------	--	------------

#### ジイソブチルケトン

LD50(経口)		>5000mg/kg
LD50(経皮)		>5000mg/kg

#### エタノール

LD50(経口)		>5000mg/kg(4h)
LD50(経皮)		20000ppm(4h)
LC50(粉塵/ミスト)		63000mg/L(4h)

### イソブタノール

LD50(経口)	2596mg/kg(4h)
LD50(経皮)	2523mg/kg(4h)
LC50(蒸気)	6336ppm(4h)

#### 皮膚腐食性/刺激性:

イソブタノール 区分2

#### 眼に対する重篤な損傷/刺激性:

イソプロピルアルコール 区分2A

酢酸エチル 区分2B

酸化チタン 区分2B

エタノール 区分2A

イソブタノール 区分2A

#### 変異原性(生殖細胞変異原性):

エタノール 区分2B

#### 生殖毒性:

イソプロピルアルコール 区分2

エタノール 区分1A

#### 特定標的臓器/全身毒性-単回暴露:

酢酸ブチル 区分1(中枢神経系)、区分2(肺)、区分3(気道刺激性)

イソプロピルアルコール 区分1(腎臓、全身毒性、中枢神経系)、区分3(気道刺激性)

酢酸エチル 区分3(麻酔作用)

ニトロセルローズ 区分3(気道刺激性)

ジイソブチルケトン 区分3(気道刺激性)

酸化チタン 区分3(気道刺激性)

エタノール 区分3(気道刺激性、麻酔作用)

イソブタノール 区分3(気道刺激性、麻酔作用)

ジメチルエーテル 区分3(麻酔作用)

#### 特定標的臓器/全身毒性-反復暴露:

イソプロピルアルコール 区分2(肝臓、血管、脾臓)

エタノール 区分1(肝臓)、区分2(神経系)

#### 吸引性呼吸器有害性:

イソプロピルアルコール 区分2

ジイソブチルケトン 区分2

イソブタノール 区分2

#### その他:

液化ガスが皮膚に触れると、炎症や凍傷を起こすおそれがある。

## 12. 環境影響情報

・漏洩、廃棄などの際には、環境に影響を与える恐れがあるので、取り扱いに注意する。

特に、製品や洗浄水が、地面、川や排水溝に直接流れないように対処すること。

#### 水生環境有害性(慢性毒性):

酸化チタン 区分4

#### オゾン層への有害性:

モントリオール議定書に規制されている物質を含まない。

## 13. 廃棄上の注意

#### 残余廃棄物・汚染容器及び包装:

・関連法規制並びに地方自治体等の基準に従って適切な処分を行う。

・廃棄をする場合には、内容物を完全に排出した後に行う。

・残留した内容物を排出するときは、必ず風通しの良い火気の無い屋根で行う。

・気化し多量の可燃性蒸気を発生する液化ガスが内用液に溶解しているため、回収するときはガスが抜けてから容器を密閉する。

・中身が出なくなるまで排出した後でも破裂するおそれがあるので、火中に投じない。

## 14. 輸送上の注意

「7. 取扱い及び保管上の注意」の項を参照のこと

#### 輸送の特定の安全対策及び条件:

・運搬に際しては容器を40℃以下に保ち、転倒、落下並びに損傷が無いように積込み、荷崩れの防止を確実にを行う。

#### 国内規制:

##### 陸上輸送:

・消防法、道路法等の輸送について定めるところに従うこと。

##### 海上輸送:

・船舶安全法に定めるところに従うこと。

##### 航空輸送:

・航空法の定めるところに従うこと。

緊急時応急措置指針(容器イエローカード) 番号:126

国際規制:

陸上輸送: (ADR/RIDの規定に従うこと)

国連番号: 1950

品名: エアゾール(引火性のもの 1L を超えない)

国連分類: 2. 1

容器等級: -

海上輸送 (IMOの規定に従うこと):

国連番号: 1950

品名: エアゾール(引火性のもの 1L を超えない)

国連分類: 2. 1

容器等級: -

海洋汚染物質: 非該当

MAPROL73/78附属書II及びIBCコードによるばら積み輸送される液体物質: 該当しない

IBCコード: 該当しない

航空輸送: (ICAO/IATAの規定に従うこと)

国連番号: 1950

品名: エアゾール(引火性のもの 1L を超えない)

国連分類: 2. 1

容器等級: -

---

15. 適用法令

消防法:

- ・危険物 第4類 第1石油類 危険等級 II

化学物質審査規制法:

- ・特定化学物質、監視化学物質に該当しない。
- ・優先評価化学物質: メタノール、イソプロピルアルコール

労働安全衛生法:

- ・危険物 (引火性物質、可燃性ガス)
- ・施行令 別表1-4 引火性のもの
- ・57条の2 通知対象物質
- ・有機溶剤中毒予防規則 第2種有機溶剤等

労働基準法:

- ・疾病化学物質: 酢酸ブチル、酢酸エチル

高圧ガス保安法:

- ・適応除外(液化ガス、可燃性ガス、圧縮ガス)。但し、政令告示並びに高圧ガス保安一般規則に従う。

船舶安全法:

- ・高圧ガス

航空法:

- ・高圧ガス

毒物及び劇物取締法:

- ・非該当

化学物質排出把握管理促進法:

- ・非該当
- 

16. その他の情報

引用文献:

- ・原料SDS
- ・日本塗料工業会編集「原料物質データベース」
- ・日本塗料工業会編集: 製品安全データシート・ガイドブック(混合物用)
- ・オーム社: 溶剤ポケットブック
- ・危険物防災救急便覧
- ・国際化学物質安全カード(ICSC)

その他:

- ・このSDSは、当社の製品を適正にご使用戴くために必要で、注意しなければならない事項を簡潔にまとめたもので、通常取り扱いを対象としたものです。
- ・記載内容は、現時点で入手した資料、情報データに基づき作成しておりますが、危険、有害性に関する評価は必ずしも十分なものではありませんので、取り扱いには十分注意してください。
- ・このSDSは、法令の改正新しい知見により予告なく改定することがあります。
- ・このSDSは、国の規制に基づくものでありますが、地方自治体の規制情報は含まれていませんので、当該自治体の規制に従って対処してください。
- ・危険有害成分の濃度(%)表示の幅記載は「以上～未満」を示しています。